

## 経理担当者が知っておきたい

# 「ストックオプション」

国税庁が信託型と呼ばれるストックオプションの  
税務処理について、給与扱いとなるとの見解を示  
しました。そもそもの仕組みと求められる対応の  
ほか、導入・活用のポイントについて解説します。

村木謙介公認会計士事務所  
公認会計士  
村木 謙介

**ス** トックオプション（株式購  
入権）とは、株式を活用し  
た報酬制度の1つです。  
具体的には、会社の株式をあら  
かじめ定められた価格で将来購入  
できる権利のことを指します。  
ここで重要なのが「あらかじめ  
定められた価格」という部分です。

通常は「その時点での株価」を  
「あらかじめ定められた価格」と  
することが一般的であるため、将  
来会社の株価がいくらになったと  
しても、「その時点での株価」で株  
式を購入することができるのです。  
たとえば、「その時点での株価」  
が10000円であり、購入時の株  
価が30000円であった場合、3  
0000円の株式を10000円で購  
入できるので、20000円分の  
「利益」が出るのです。この「利  
益」の部分が報酬になります。

つまり、ストックオプションの  
割当を受けた従業員への報酬が、  
会社の利益増大による株価上昇と  
連動するのです。そのため、従業  
員のモチベーションアップにつな  
がります。

### ストックオプションの 税務上の優遇措置

ストックオプションとは、会社  
の株式をあらかじめ定められた価  
格で将来購入することのできる権  
利ですが、この「あらかじめ定め  
られた価格」のことを「権利行使  
価格」と呼びます。将来権利を行  
使し、株式を購入する際に会社に  
払い込む金額のことです。  
権利行使時の株価が「あらかじ

め定められた価格」よりも高けれ  
ばその時点で利益となりますが、  
この利益に対して課税されると、  
税金の支払いが発生する一方で、  
株式売却前で手元に現金が入って  
きていない状況のため、キャッシ  
ュフロー上、不利になります。

そこで、権利行使時には課税さ  
れずに、当該株式売却時のみに課  
税されるという税務上の優遇措置  
を受けることが重要です。

後述の「無償ストックオプショ  
ン」で、税制適格のものであれば  
税務上の優遇措置を受けることが  
できますし、「有償ストックオプ  
ション」であれば、権利行使時に  
は同様の税務上の優遇措置を受け  
ることができます。

### ストックオプションの メリット・デメリット

#### ストックオプションのメリット

会社側のメリットとしては、以  
下が挙げられます。  
● 従業員のモチベーション向上に  
つながる。報酬が会社の株価（業  
績）に連動するため、業績をみん  
なで上げるという意識が根付く  
● 株価の上昇次第では大きな利益  
が見込めるため、優秀な人材を登

用する際に活用できる

● 現金流出を伴わない形で報酬制  
度の構築ができる

一方、従業員側のメリットとし  
ては、以下が挙げられます。

● 株価が上昇した分だけ、自分の利  
益が増える

● 会社の株主になることができる

#### ストックオプションのデメリット

会社側のデメリットとしては、  
以下が挙げられます。

● 権利行使後に人材が流出する可  
能性がある

● 権利行使により新株を発行する  
ことになるため、経営層が重要視  
している議決権割合において希  
薄化が生じる

従業員側にとつてのデメリット  
としては、以下が挙げられます。

● 株価が下落してしまうと利益を  
得られない

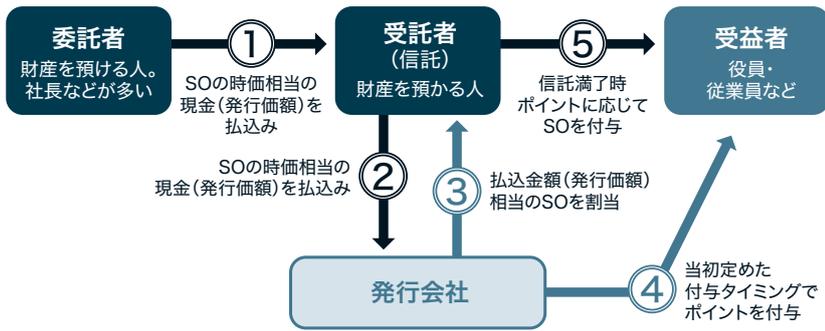
● 権利行使時に（割安ではあるもの  
の）現金を支出する必要がある

● 会社業績や成長性以外の要因に  
よる株価の変動が、自身の報酬額  
に影響する

#### ストックオプションの種類

ストックオプションの割当時に  
付与対象者がオプション料を払い

図表1 | 信託型ストックオプションのイメージ



込む必要の有無により、大きく2つの種類に分けられます。

### 無償ストックオプション

ストックオプションの割当時には、割当を受けた対象者からオプション料の払込みが不要であるストックオプションです。

なかでも「税制適格ストックオプション」に該当するものは、ス

トックオプションの割当を受けた時点およびストックオプションの権利行使時点では課税されず、ストックオプションの権利行使により取得した株式の売却時（譲渡時）に課税されるといふ、税務上の優遇措置を受けることができます。

ただし、税制適格とするためには、制約条件があります。代表的なものは、以下の3つです。

- 大口株主（非公開会社の場合には発行済み株式の3分の1超を保有する株主）は付与対象者にならない
- 権利行使期間が、付与決議の日後2年経過日から付与決議の日後10年経過日に限定される
- 年間の権利行使価額の合計額が、1200万円以下

ほかの制約条件も合わせて付されることで、付与対象者に税制優遇措置が適用されます。

### 有償ストックオプション

無償ストックオプションとは反対に、割当を受けた対象者からオプション料の払込みが必要なストックオプションです。

オプション料の算定には専門機関の利用が必要なため追加コストはかかりますが、設計上の柔軟性

が増しますし、税制適格ストックオプションと同様に税務上の優遇措置を受けることができます。

無償ストックオプションでは税務上の優遇措置を受けられない大口株主や、外部の協力者（一部外部協力者は無償ストックオプションでも税務上の優遇措置がある）にも付与することができます。権利行使の条件（たとえば、1年後に売上高が20億円に達したら、などを）を別途定めることもできます

ので、当該条件を達成するというモチベーションの向上、あるいは会社の価値向上につながります。

有償ストックオプションのなかでもさらに柔軟性を持たせるために支持されてきたのが、信託型ストックオプションです。

無償ストックオプションや通常の有償ストックオプションでは、割当を受けたタイミングの株価で権利行使価格が決定されるため、上場時に近い権利の付与者に関しては、インセンティブが少なくなってしまいうデメリットがあります。これを解消してくれるのが、信託型ストックオプションです。

### 信託型ストックオプション

信託型ストックオプションは、

有償ストックオプションの一種であり、設計時に一定のストックオプションを信託に割り当て、実際に付与する従業員や付与数はのちほど決定するものです（図表1）。

主な流れは、以下のとおりです。

- ① 委託者から受託者にストックオプションの時価相当の現金を払い込む
  - ② 受託者から発行会社にストックオプションの時価相当の現金を払い込む
  - ③ 発行会社での発行決議を経て、受託者から払込みを受けた金額に相当するストックオプションを割り当てる
  - ④ 発行会社から受益者に将来ストックオプションと交換できるポイントを割り当てていく
  - ⑤ 信託期間満了時（上場や事業譲渡等）に信託内にあったストックオプションが、受益者にポイント数に応じて割り当てられる
- これにより、税制適格ストックオプションや通常の有償ストックオプションにはなかった以下のようなメリットが発生します。

(1) インセンティブ効果が一定  
税制適格ストックオプションや通常の有償ストックオプションの

場合には、割当のタイミングで権利行使価格が決定されます。そのため、割当のタイミングが上場時に近いと、権利行使価格が高く設定されることが多いことから、従業員の得られる利益が少なくなるのが一般的です。

一方で、信託型ストックオプションの場合には、権利行使価格は当初設計のタイミングの株価となるため、株価が安いうちに発行しておくことで、入社時期に関わらず、インセンティブ効果が一定であるというメリットがあります。

## (2) 従業員のパフォーマンスに応じて付与できる

ストックオプション発行時に割当先を決める必要がないのも大きなメリットです。

無償ストックオプションや通常の有償ストックオプションの場合には、発行時に割当先を決定する必要がありますが、割り当てたものの従業員のパフォーマンスが思ったように伸びないことや、割り当てた従業員が退職することはよくあるケースです。

この点、信託型ストックオプションの場合、信託期間満了まではポイントを付与するだけです。ポ

イント数に応じてストックオプションを付与することになるため、従業員のパフォーマンスに応じてポイント数を決定することが可能です。

## 信託型ストックオプションの 税務上の取扱い

これまで信託型ストックオプションの税制については、有償ストックオプションと同様に付与時および行使時には課税されず、株式売却時のみ譲渡課税（キャピタルゲインの約20%）が課されるものと理解されてきました。

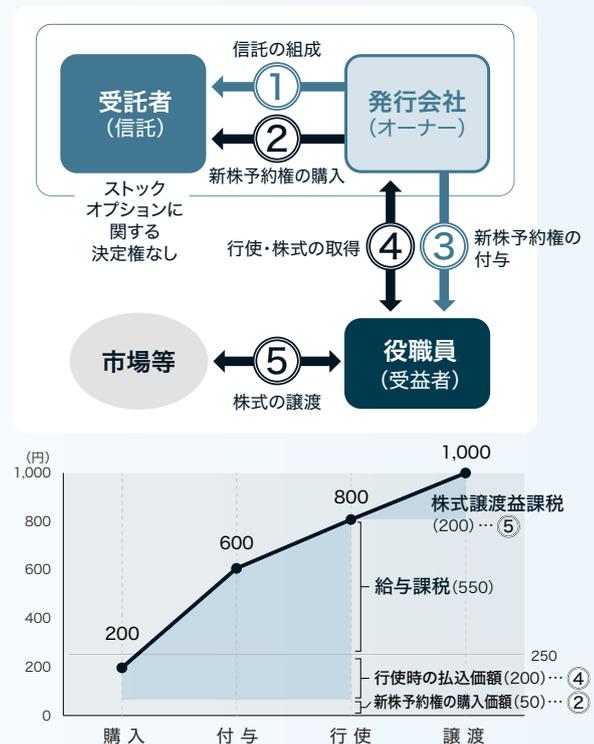
ところが、2023年5月29日に国税庁が、「ストックオプションの権利を行使して発行会社の株式を取得した場合、その経済的利益は給与所得となる」との見解を示しました。

従来の理解と今回の国税庁の見解で大きく異なる点は、次の2点です。

### (1) 課税タイミングが2回にわたる

従来の理解では、権利行使時には課税されずに、株式売却時にはみ課税されるとされてきました。今回の国税庁の見解では、権利行使時および株式売却時に課税されると示されました。

図表2 税制非適格ストックオプション（信託型）の課税のイメージ



### (2) 税率が高くなる可能性がある

従来は、株式売却時に譲渡課税として約20%課税されると考えられていました。今回の国税庁の見解では、ストックオプションの行使による経済的利益に対して最大で55%の税金が課されることとなります。なお、株式売却時には引き続き譲渡課税として約20%の課税となります（図表2）。

企業側は、受益者によるストックオプションの行使が行なわれた場合には、給与所得にかかる源泉所得税を徴収し、納税地の所轄税務署に納付する必要があります。今回の国税庁の見解を受けて、

すでに行使が行なわれているが、源泉所得税の納付をしていない場合には、速やかに源泉所得税を納付する必要がある点にも留意が必要とす。

## ストックオプションの 導入・活用のポイント

### ストックオプション活用が 向いている企業

ストックオプションは株式を購入する権利のため、権利行使をして株式を取得した後、株式を売りたいときに自由に売ることができなければ付与された側のメリットは限られてしまいます。

そのため、ストックオプションを導入するのは、株式上場を目指す企業か、すでに上場している企業となります。

特に株式上場を目指す企業で、手元の現金が潤沢ではなく、既存従業員や新たに採用する従業員に多額の報酬を払えないケースでも、ストックオプションを活用することで優秀な人材の獲得・流出防止につながります。

## 制度導入の方法とステップ

ストックオプション制度を導入する手順・方法を説明します。

### ステップ1

#### 制度の設計

ストックオプションには複数の種類があるため、割当先や会社の状況を鑑みて、どの種類を用いるかを決定する必要があります。

具体的な導入の段階になると、未上場企業の場合には株価算定が必要で、これが権利行使価格を決定する際の基礎となります。また、有償ストックオプションの場合、割当を受けた従業員が当初払い込む必要のあるオプション料の算定も必要です。

これら株価算定やオプション料

の算定は通常専門家に依頼することとなるため、一定規模の費用が生じることに留意が必要です。

### ステップ2

#### 株主総会決議／取締役会決議

制度の決定が済み、実際に発行する際は、会社法上で定められている手続きを行なう必要があります。具体的には以下の内容について、公開会社であれば取締役会決議、非公開会社であれば株主総会の特別決議が必要となります。

- 募集する新株予約権の内容と数量
- 無償発行とするか否か
- 払込金額または算定方法
- 割当日
- 払込期日

### ステップ3

#### 割当者との契約書の取交わり

多くの場合には付与対象者がすでに決まっているので、総額引受方式が採用されることとなり、会社と付与対象者との間で割当契約を締結する必要があります。

### ステップ4

#### 新株予約権原簿の作成と登記

新株予約権を発行した日以降遅滞なく、新株予約権を取得した者

の氏名、住所、新株予約権の詳細情報について記載した原簿を作成します。

また、新株予約権は登記事項であるため、割当日から2週間以内に登記申請を行なう必要がありますので、留意しましょう。

### ステップ5

#### 新株予約権に関する調書

(無償ストックオプションの場合)

無償ストックオプションを発行した場合に税制優遇措置を受けるための条件の1つとして、新株予約権を付与した日の翌年の1月31日までに、本社所在地を管轄する税務署に「特定新株予約権の付与に関する調書」という調書を提出する必要があります。

この調書の提出を忘れてしまった場合は、税制優遇措置を受けることができません。

新株予約権を取得した者が負担する税金の額に大きな影響を与える可能性があるため、留意が必要です。

## 制度を導入する際の留意点

### ① 付与時のルールを設定する

ストックオプションを付与する

際の、割当先・割当数に関する明確なルールを設定しておくことをお勧めします。

ストックオプションは割当を受けた従業員のモチベーション向上につながる一方で、割当を受けていない従業員が不満を感じ、モチベーションを低下させる可能性もあります。

明確なルールの下、割当先・割当数を決定することに留意が必要です。

### ② 割当先・割当数の決定は慎重に

権利行使がなされると株式を付与することになります。

会社の資本政策にも影響を及ぼすことから、割当先・割当数の決定は慎重に行なう必要があります。発行し過ぎたことで、株主構成が意図しない構成となってしまうこともあります。

### ③ 会計上の影響も把握する

上場企業と未上場企業では、会計上の取扱いが大きく異なります。ストックオプションの発行を考える際には会社の状況も踏まえて、会計上の影響も事前に把握しておく必要があります。